



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、令和2年10月13日付けで次の者を表彰しました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

産業功労者

唐木 一平	川上 健夫	櫻井 秀夫
関谷 邦彦	登内 英雄	林 和男
堀 政則	松尾 勲	望月 宗敬
金井 辰巳	坂下 隆行	中澤 隆雄
中山 三男	神戸 直日	

地方自治功労者

池田 清	岡田 莊史	垣内 基良
清沢 英男	小林 治晴	坂本 裕彦
篠平 良平	袖山 卓也	高野 正晴
内木 久	中村 武雄	藤原 忠彦
南山 國彦		

教育功労者

児島 則夫

教育功労団体

長野県公民館運営協議会

学術芸術文化功労団体

高井地方史研究会

体育功労者

中島 睦 林 貞治

消防功労者

一ノ瀬 今朝友	上 沼 隆 弘	神 澤 宏 和
鈴木 誠 司	田 中 敏 勝	森 下 敏 彦
矢ヶ崎 宏 行	吉 池 昇 一	

統計功労者

田 中 敬 子 藤 森 正 美

社会福祉功労者

春 日 和 子 中 村 彰

社会福祉功労団体

C S ネットワーク長野 長野県信鈴会

保健衛生功労者

赤 地 健 治	井 上 憲 昭	小 野 壽 太 郎
澤 文 一	土 屋 忠 史	野 澤 保 興
百 瀬 利 彦		

保健衛生功労団体

ライオンズクラブ国際協会334-E地区

建設事業功労者

小 平 邦 一 下 平 文 隆 山 崎 信 幸

環境保全功労者

岡 田 典 雄

環境保全功労団体

軽井沢サクラソウ会議

青少年健全育成功労者

宮 林 孝 子

納税推進功労者

笠 原 吉 晴 小 山 英 治

交通安全功労者

高 波 謙 二

防犯功労者

石 塚 栄 一

山岳遭難救助功労者

吉 田 英 樹

人事課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア諏訪豊田店

諏訪市大字豊田字橋下1231-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) アップルランドデリシア諏訪豊田店

(変更後) デリシア諏訪豊田店

(2) 小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
小林 勝	—	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成20年9月11日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年10月29日から令和3年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

前宮前ショッピングセンター

茅野市宮川字姫宮1199-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

株式会社ナフコ

福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)ナフコ	深町 勝義	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)ナフコ	石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ドン・キホーテ	大原 孝治	東京都目黒区青葉台2-19-10
(株)ナフコ	深町 勝義	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ドン・キホーテ	吉田 直樹	東京都目黒区青葉台2-19-10
(株)ナフコ	石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10

- 4 変更した年月日
平成30年4月1日ほか
- 5 届出年月日
令和2年9月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和2年10月29日から令和3年3月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア駒ヶ根店
駒ヶ根市下市場11-11
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名称	代表者氏名
アップルランドデリシア駒ヶ根店	駒ヶ根市南田市場土地区画整理事業区域内43街区7画地 ほか

(変更後)

名称	代表者氏名
デリシア駒ヶ根店	駒ヶ根市下市場11-11

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	瀧澤 徹	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	瀧澤 徹	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成16年4月15日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年10月29日から令和3年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア辰野店

上伊那郡辰野町中央26 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) アップルランド辰野店

(変更後) デリシア辰野店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	瀧澤 知峰	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	瀧澤 知峰	松本市大字今井7155-28
鈴木 繁	—	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12176-8
金澤 洋一	—	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9478-2
矢沢 京子	—	上伊那郡辰野町大字平出上町1180-4
(有)藤田屋履物店	—	上伊那郡辰野町大字辰野1668

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成18年4月14日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年10月29日から令和3年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア寿店

松本市大字松原42-13 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) アップルランド寿店

(変更後) デリシア寿店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
小野寺 勝彦	—	上田市長瀬3202
牧野 靖三	—	松本市深志3-3-14

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成22年6月10日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年10月29日から令和3年3月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小諸市	平成29年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	丁、乙、古城二丁目、古城三丁目、相生町一丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目の各一部	令和2年10月22日
佐久市	平成25年から平成29年まで	地籍簿及び地籍図	平林の全部	令和2年10月22日
佐久市	平成26年から平成29年まで	地籍簿及び地籍図	田口の一部	令和2年10月22日
木曾郡大桑村	平成25年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	大字殿の一部	令和2年10月22日
伊那市	平成25年から平成26年まで	地籍簿及び地籍図	中央の一部	令和2年10月22日
東筑摩郡麻績村	平成26年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	麻の一部	令和2年10月22日
千曲市	平成29年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	大字戸倉の一部	令和2年10月22日

農地整備課

公告

県営日滝原2期地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類
県営日滝原2期地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和2年10月30日から令和2年11月30日まで
- 縦覧の場所
須坂市役所（農林課）
上高井郡高山村役場（産業振興課）

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

- 処分をした年月日
令和2年10月29日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
株式会社鋼商
長野市大字川合新田1148番地2
島田和彦
長野県知事（般-28・2）第19944号
- 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業）の取消し
- 処分の原因となった事実
株式会社鋼商の元役員は、役員在任中に禁錮以上の刑の言渡しを受け、平成30年7月12日、その判決が確定した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。
また、同社は、同社の役員が建設業法第8条に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、役員が欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した役員の略歴書を添付して、令和2年4月14日に長野県知事に対し建設業の許可申請を行い、不正の手段により令和2年5月15日付けで建設業許可を受けた。
このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当する。

建設政策課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-28第 18489号	丸三総合開発 有限会社	阿部 敏政	飯田市上郷飯沼 1452-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業)の取消し	令和2年 7月2日	令和2年6月29日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-30第 22414号	柳屋建設株式 会社	小河原 嘉彦	上田市中央2-13- 17	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (造園工事業)の取消し	令和2年 7月9日	令和2年6月3日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-28第 13958号	有限会社本山 商会	本山 雄一郎	中野市大字岩船329 -14	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業、大工工事 業及び鋼構造物工事業) の取消し	令和2年 7月10日	令和2年7月2日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-29第 12729号	有限会社青木 建設	青木 正美	中野市大字田上 1111	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業及び大工工 事業)の取消し	令和2年 7月13日	令和2年7月9日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(全部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-1 第 19642号	有限会社青木 設備	山本 幸哲	小県郡青木村大字 当郷116-1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、鋼 構造物工事業、舗装工事 業、しゅんせつ工事業、 水道施設工事業及び解体 工事業)の取消し	令和2年 7月14日	令和2年7月13日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-27第 19329号	株式会社日建 ハウス	清水 勇貴	塩尻市大字片丘 5217-4	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、舗 装工事業、しゅんせつ工 事業及び水道施設工事業) の取消し	令和2年 7月16日	令和2年7月16日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-27第 16293号	株式会社平成 建設	中澤 正博	長野市大字石渡10- 1	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (建築工事業)の取消し	令和2年 7月17日	令和2年7月13日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。
般-1 第 23726号	前田産業株式 会社	前田 隆	飯田市松尾町2- 16	建設業法第29条第1項の 規定による一般建設業 (土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、鋼 構造物工事業、舗装工事 業、しゅんせつ工事業及 び水道施設工事業)の取 消し	令和2年 7月17日	令和2年7月3日付で 建設業法第12条の規定に よる廃業の届出(一部) がありこのことが建設業 法第29条第1項第4号に 該当する。

般-29第 10167号	株式会社インダ	石田 光正	茅野市本町西18-23	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(防水工事業)の取消し	令和2年7月30日	令和2年7月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 14866号	宮坂電工	宮坂 昌廣	諏訪郡下諏訪町西四王4727-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和2年7月30日	令和2年7月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-1 第 23762号	有限会社アンティスト	安川 義昭	長野市大字稲葉940-237	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年7月30日	令和2年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-30第 20738号	原田建設	丸山 茂	安曇野市穂高北穂高105	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	令和2年7月30日	令和2年7月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-2 第 8127号	山陽建設株式会社	山口 良忠	長野市大字北尾張部108	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	令和2年7月31日	令和2年7月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 11346号	株式会社建販	中村 周一	長野市川中島御厨652	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業)の取消し	令和2年7月31日	令和2年7月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-1 第 25914号	岩下内装	岩下 誠	諏訪市大字中州2365-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	令和2年7月31日	令和2年7月22日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 17749号	有限会社東沖土建	小山田 善一	長野市篠ノ井山布施8590-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和2年7月31日	令和2年7月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-1 第 18216号	有限会社堀内組	堀内 千一郎	安曇野市明科七貴7305-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	令和2年7月31日	令和2年7月22日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-1 第 24731号	株式会社鳳揚社	羽山 陽	松本市征矢野2-7-16上條ビル2階	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	令和2年7月31日	令和2年7月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24093号	矢嶋建築	矢嶋 一也	中野市大字立ヶ花221-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和2年8月5日	令和2年7月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 16583号	永研工業株式会社	山浦 正隆	長野市川中島今井字豊田1665-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和2年8月6日	令和2年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 19552号	株式会社サンポー	赤羽 郁夫	駒ヶ根市赤穂1298-2	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業及び舗装工事業)の取消し	令和2年8月13日	令和2年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 18018号	株式会社コクサイリーシング	小松 公平	飯田市上郷別府1144-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び造園工事業)の取消し	令和2年8月13日	令和2年7月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25063号	S K テクノ株式会社	勝又 進	下伊那郡阿南町北條296-37	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	令和2年8月13日	令和2年7月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 25326号	ニシテック株式会社	西沢 茂	長野市川中島町上水鉋509-12	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し	令和2年8月14日	令和2年7月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 15927号	株式会社渡辺工業	渡辺 裕子	小諸市大字市1018-28	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業)の取消し	令和2年8月18日	令和2年8月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-27第 9207号	有限会社埴科木工	跡部 忠利	千曲市大字磯部552	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年 8月26日	令和2年8月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 16312号	有限会社中澤電気商会	中澤 芳和	安曇野市三郷明盛2012	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	令和2年 8月26日	令和2年8月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 3458号	クラシマ建設株式会社	倉島 理行	須坂市墨坂4-10-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業)の取消し	令和2年 8月27日	令和2年7月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 10762号	日幸設備株式会社	寺澤 大介	下伊那郡高森町山吹6004-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年 9月1日	令和2年8月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 12602号	株式会社松栄産業	小坂 一夫	塩尻市大字広丘野村2499-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年 9月2日	令和2年8月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24026号	株式会社小松建設	中田 元良	安曇野市三郷温878-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年 9月7日	令和2年9月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25073号	有限会社ミウラ	三浦 博	飯田市山本6726-64	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	令和2年 9月8日	令和2年8月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 21726号	株式会社那須屋興産	池上 幸平	伊那市西町6612-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	令和2年 9月10日	令和2年8月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-29第 10197号	池本板金	池本 多慶夫	長野市大字高田2055	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(板金工事業)の取消し	令和2年9月10日	令和2年8月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 6194号	株式会社アカネPR	森島 盛	松本市大字笹賀7531	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年9月14日	令和2年9月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-29第 25586号	川中島建設株式会社	笠井 澄人	長野市篠ノ井布施高田955-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	令和2年9月16日	令和2年9月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 22851号	長野都市ガス株式会社	瀧川 浩	長野市鶴賀1017	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	令和2年9月17日	令和2年8月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 11185号	倉澤鋼業株式会社	倉澤 利夫	長野市大字石渡456	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	令和2年9月18日	令和2年9月9日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-29第 1141号	株式会社島崎組	矢口 洋一	大町市大町3417	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	令和2年9月24日	令和2年9月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-29第 25521号	有限会社美義建築	宮脇 博	上伊那郡飯島町田切1891-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	令和2年9月29日	令和2年8月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により令和2年11月1日に開催を予定していた塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び塩尻都市計画区域区分の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

令和2年10月22日、小諸市御牧原土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年10月29日

長野県佐久地域振興局長 吉沢 久

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年10月29日

長野県伊那建設事務所長 米倉 剛

1 許可番号

令和2年3月30日 長野県伊那建設事務所指令元伊建第112-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市東春近10561-2、10561-3、10561-4、10561-5、10565-1、10567-2、10746-79、10746-168、10746-254、10746-255、10746-607

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市西春近5074

伊那食品工業株式会社 代表取締役社長 塚越 英弘

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年10月29日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

1 許可番号

令和2年8月17日 長野県長野建設事務所指令2長建第55-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字都住字居村999-1、999-4、1014-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市吉田5-31-20 サンビレッジマウントA201

吉田 正俊

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年10月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月3日(木)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名
12月13日(日)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、長野県知事から、令和元年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和2年10月29日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 青 木 孝 子
同 丸 山 栄 一

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般財団法人長野県文化振興事業団	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 財務規程に基づく予算執行 財務規程で定める予算の補正あるいは流用の手続きを行うことなく予算額以上の支出を行ってしまいましたので、適切な予算執行を行うよう改善してください。</p> <p>2 消防用設備点検の回数不足 飯田創造館において、消防用設備の機器点検を年2回（6カ月に1回）実施しなければならないところ、年1回しか実施していなかったため、改善してください。</p>	<p>1 公益法人会計基準及び財務規程に基づき、適切な予算執行に努めます。 なお、当事業団は企業会計をベースとする公益法人会計基準が適用されており、収支予算書（計算書）は財務諸表の対象外とされていることから、会計においては予算準備が求められていないところがあります。 一方、公会計をベースとする財務規程では、予算の補正・流用の手続きが定められており、会計（企業会計ベース）と財務規程（公会計ベース）が適合していないところもあることから、適切な予算執行を図ることができるように一般財団法人の実務に即した財務規程の見直しを検討します。</p> <p>2 消防法に定める消防用設備等の機器点検を年2回実施してまいります。 （令和2年度の機器点検予定） 7月～9月、1月～3月の各期1回実施</p>
地方独立行政法人長野県立病院機構	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 事務処理誤りによる過年度損益修正益の発生 信州医療センターにおいて、医療費のクレジット払いにより生じた債権の未収金計上方法を地方独立行政法人化（平成22年度）以来、錯誤していました。 これにより平成30年度決算において過年度損益修正益（43,064,453円）を計上しています。 再発防止と正確な決算調製に努めてください。</p>	<p>1 毎月の未収金発生状況の確認及び未収金計上マニュアル作成による事務標準化を図るなど再発防止策を講じました。 引き続き、会計監査等において適切な事務処理が行われているか確認を行います。</p>

2 【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置状況
一般財団法人長野県文化振興事業団	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 平成20年会計基準の適用 現在、平成16年の公益法人会計基準を適用していますが、平成20年に新たな会計基準が定められています。県の全額出資法人であり、財務状況の透明性等を確保するためにも新たな会計基準の適用を検討してください。</p>	<p>1 非営利型の一般社団法人及び指定管理者として財務の状況を的確に反映できる会計基準の採用を検討してまいります。</p>
	<p>所管課（県民文化部文化政策課）に対する検討事項</p> <p>1 指定管理者制度導入施設における賠償責任保険及び基本協定書の見直し 一般財団法人長野県文化振興事業団が県と交わっている、飯田創造館の管理運営に関する基</p>	<p>1 賠償責任保険の内容について点検を行い、飯田創造館の「人格権侵害事故」の加入保険を見直し、令和2年度の基本協定においててん補限度額100万円（1事故）と決めました。</p>

	<p>本協定書（第33条）において、施設における不慮の事故に備え賠償責任保険に加入するものとされています。</p> <p>そのうち「人格権侵害事故」については、てん補限度額1億円以上（1事故）と定められています。</p> <p>しかし、当館では名誉棄損やプライバシーの侵害を当該事故として想定していることから、基本協定書とは異なるてん補限度額100万円（1事故）の保険に加入しています。</p> <p>この際、指定管理者制度導入施設について、賠償責任保険の契約内容を点検するとともに、現基本協定書のてん補限度額がそもそも妥当であるかも含め検討してください。</p>	
--	--	--

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
公益社団法人長野県私学教育協会	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 公益事業会計からの繰出し 公益目的事業の退職資金会計及び貸付事業会計から一般会計への繰出額は、各事業会計を処理するための人件費ですので、各会計毎の給料手当として計上するよう検討してください。</p>	<p>1 各会計への繰出については、公認会計士、県などの関係者と連絡を取りながら検討していきます。</p>
一般社団法人長野県原種センター	<p>団体等に対する意見</p> <p>1 危機管理（リスクマネジメント）への対応 原種等を最適な状態で保存する低温保存施設について、電力供給が途絶えた場合の対応策が定められておらず、長期に渡る停電時には低温保存の持続が困難なことが想定されます。 遺伝資源となる原種等の保存は、当県の農業戦略上からも必要性が高いため、災害等による長期停電などに対するソフト・ハード両面の危機管理対策を検討してください。</p> <p>2 AED（自動体外式除細動器）の設置 業務上、屋外及び農業用ハウスなどの施設で長時間作業を行っていますので、万一の際に迅速な救命処置が行えるようAEDの設置を検討してください。</p> <p>3 中長期的な目標を定めた「経営計画」の策定 当法人は、平成25年4月に一般社団法人に移行しており、この認可を受ける際に公益目的財産額を公益目的にすべて支出するための計画を定め、公益目的実施事業については毎年度赤字を計上することとしています。 健全で自立的な法人運営を行っていくためには、公益目的実施事業以外の事業で収益の増加を図ることなどにより、自主財源を将来にわたり確保する必要があります。 このため、中長期的な目標を定めた「経営計画」を策定し、計画的に事業を運営することが望ましいと考えます。</p>	<p>1 種子貯蔵施設における長期停電時の対応にあたりましては、発生頻度やそれに伴うリスク、保存種子に係る影響の大きさ等を考慮のうえ、他の施設での一時的な保管や、国・県の助成措置等に応じた施設整備、対応マニュアルの作成など、予防や回避等の対応策について検討いたします。</p> <p>2 AEDにつきましては、厚生労働省公表のガイドラインや県現地機関での設置状況等も踏まえて、設置を検討いたします。 また、当センターには長野市及び須坂市に事業所があり、それぞれで同様の作業を行っております。このため、設置にあたりましては事業所間で差が生じないように、また、敷地が隣接する他の機関の施設も含めた効率的な設置となるよう併せて検討いたします。</p> <p>3 収益の増加等による自主財源の確保にあたりましては、現在、野菜等種子の販売額が大幅に落ち込んでいる園芸種苗生産販売事業の収支改善が重要と考えております。 このため、①収益増加を目指した新たな品目への取組、②販売動向を踏まえた種子生産サイクルの見直し等による更なるコスト削減、③県育成品種の普及方法や採種事業の在り方等について関係機関との協議、などを行いながら、中長期的な収支改善計画の策定に向けた検討を行ってまいります。</p>

	<p>4 技術継承への体制整備 当法人の業務は、農作物毎に同一の職員が長年担当しており、職員に蓄積された技術と経験により支えられている一方、業務の属人化が進み技術継承が十分に行われていません。 また、職員の平均年齢が53歳(平成31年4月)と高く、今後退職者も見込まれることから技術継承への体制を整備してください。</p>	<p>4 職員の退職が見込まれる中で、農作物の種苗生産に係る技術継承は重要な課題と認識しております。部間での職員異動や部内での担当業務入替えの実施、また、経営状況等を踏まえた新規職員の採用など、安定的な技術継承方策について検討いたします。</p>
長野県道路公社	<p>団体等に対する意見 1 賞与引当金の計上 公社は、賞与引当金を計上していませんが、職員のうち支給対象者が7名(県職員4名、プロパー3名)おり、計上した場合の額はある程度の規模になると思われますので、費用と収益の適切な期間対応を図り、公社の運営効率の的確な把握を行うため、引当金の計上について検討してください。</p>	<p>1 長野県道路公社では、損益計算書において、収益と費用の差額を「償還準備金繰入額」として費用計上しており、貸借対照表において償還準備金の累計額を表示し、道路資産への投下資金の正味回収額として公社の運営効率を測る指標としています。 賞与引当金を費用計上する場合、償還準備金繰入額が減少することとなりますが、指標への影響は比較的軽微であると考えられます。 また、計上処理に必要となる財務システムの改修に相当の費用がかかる一方で、令和8年度に公社の解散が予定されていることを考慮すると、財務諸表へ新たに項目・費用計上することはしないこととしておりますが、御意見を踏まえ、今後も賞与の公社経営に対する影響に一層留意してまいります。</p>
諏訪商工会議所	<p>団体等に対する意見 1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>1 令和元年度収支決算報告書より注記を記載します。</p>
伊那商工会議所	<p>団体等に対する意見 1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>1 令和元年度分決算書類より注記の記載をいたします。</p>
茅野商工会議所	<p>団体等に対する意見 1 決算書類への注記の付記 決算書類に会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算書類としてください。</p>	<p>1 令和元年度収支決算書から会計方針等の注記を記載いたします。</p>
天龍村商工会	<p>団体等に対する意見 1 決算書類の改善 (1) 商工会経理基準に準拠した貸借対照表の作成に努めてください。 (2) 財産目録に記載されている固定資産の一部に、事務処理規程に定める固定資産に該当しないものが含まれていますので、改善してください。</p>	<p>1 令和2年度通常総会資料より改善いたしました。 2 令和2年度通常総会資料より改善いたしました。</p>

<p>商工会議所 商工会</p>	<p>所管課（産業労働部産業政策課）に対する意見</p> <p>1 商工会議所の決算書類に対する指導の徹底 商工会議所の決算書類について、昨年度の監査の結果において商工会議所会計基準第24条の規定による「決算書類の注記」が付記されていない事例が多く見受けられたため適正な決算書類の作成について指導するよう意見を付しましたが、未だ改善されていませので関係機関に対し徹底するよう指導してください。</p> <p>2 商工会の決算書類に対する指導の徹底 商工会の決算書類について、昨年度の監査の結果において商工会経理基準では一般会計と特別会計を合算した決算書の作成、固定資産の減価償却方法や引当金の計上基準など決算書類の作成に関する重要な会計方針等の「決算書類の注記」を求めているなどの理由により明瞭に表示されていない事例が多く見受けられたため適正な決算書類の作成について指導するよう意見を付しましたが、未だ改善されていませので関係機関に対し徹底するよう指導してください。</p>	<p>1 商工会議所に対し、商工会議所会計基準第24条の規定による「決算書類の注記」を行うよう要請しました。</p> <p>2 長野県商工会連合会に対し、商工会の適正な決算書類の作成について指導を要請しました。</p>
----------------------	---	---

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
<p>1 しなの鉄道株式会社</p> <p>2 一般財団法人長野県文化振興事業団</p> <p>3 公益財団法人長野県国際化協会</p> <p>4 公益社団法人長野県私学教育協会</p> <p>5 公益財団法人長野県長寿社会開発センター</p> <p>6 公益財団法人長野県テクノ財団</p> <p>7 一般社団法人長野県原種センター</p> <p>8 公益財団法人長野県農業開発公社</p> <p>9 長野県道路公社</p> <p>10 公益財団法人長野県中小企業振興センター</p> <p>11 長野県職業能力開発協会</p> <p>12 長野県農業信用基金協会</p> <p>13 一般財団法人長野県林業労働財団</p>	<p>団体等に共通する意見</p> <p>1 内部統制の充実 地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い内部統制制度が令和2年4月から導入されます。 県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的な公共サービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っていますので、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。 また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、財政的援助が多額であることを踏まえ、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	<p>次のとおり</p>

意見に対する方針

<p>1 しなの鉄道株式会社</p> <p>当社では、会社法に基づくいわゆる内部統制の取組に加え、輸送事業に求められる安全確保のための運輸安全マネジメント制度により業務の適正な確保に努めております。</p> <p>(1) 内部統制の整備状況について</p> <p>平成18年6月8日付け取締役会において、平成18年5月1日施行の会社法にて義務付けられた大会社の取締役会に対する「法令等遵守及び業務の適正」を確保するための体制整備のため、「内部統制システム構築の基本方針の決定」を決議しました。以降、毎期の事業報告等において基本方針を報告するとともに、必要に応じシステムの整備を行いました。</p> <p>平成26年度の会社法改正に基づき、平成27年度の事業報告より基本方針に加え、毎期の「業務の適正を確保する体制の運用状況」についても事業報告に記載しています。</p> <p>平成30年度には外部講師による全管理者を対象とした「コンプライアンス研修」を実施し、半期に一度の管理者と所属職員の面談を通じて社員への注意喚起を行いました。</p> <p>令和元年度(2019年度)には、内部統制のかなめとなる法令順守について具体的な社内基準を明確にするために「コンプライアンス管理規定」を制定するとともに、社員からの相談・通報等に対応するため外部専門家(社労士)による相談窓口を設置しました。</p> <p>(2) 運輸安全マネジメント体制</p> <p>平成18年10月の「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「安全管理規程」を制定し、安全マネジメント体制による安全の確保に努めています。</p>

この制度は、特に運輸事業の経営トップによる自主的な安全体制の構築、運営を求めるとともに、国土交通省によるマネジメント評価や「安全報告書」の公表等を通じ更なる安全の強化を図るものです。

平成20年度より毎期、同制度に基づき常勤監査役及び監査の専門教育を受けた社員を中心とした監査チームにより、経営トップ(社長)をはじめ全7部門の内部監査を実施しています。

(3) 監査役の選任について

現在の常勤監査役は、県内の地方銀行において決算を取りまとめる部署の長を務めた後、系列の会社において常勤監査役を経験しており、金融知識はもとより企業会計や税務に精通するとともに、監査役としての実務経験も豊富なことから当社の監査役として適任と考えます。

2 一般財団法人長野県文化振興事業団

公益的役割を担う県出資等外郭団体として、今後、事務局職員が各館所の会計指導を定期的に行う体制を築くとともに、職員に対する研修会の開催など内部統制の取り組みを推進してまいります。

また、当事業団の監事には、公認会計士及び税理士資格を保有している者がおり、会計制度に知見を有する者を外部から選任しております。

3 公益財団法人長野県国際化協会

内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会などの取組については、県と相談し連携しながら推進に努めます。

また、監事については、現在、公認会計士等ではありませんが、金融機関の支店長や商工会議所の理事で一定の知見を有する者であり、今後とも同様に、監査の強化、充実を図ることができる人選に努めてまいります。

4 公益社団法人長野県私学教育協会

適正な業務執行のためのリスク対応の整備、監事との連携などを通じて、内部統制の取組を推進してまいります。

また、引き続き有識者による監査を実施し、充実を図ってまいります。

5 公益財団法人長野県長寿社会開発センター

県出資等外郭団体として公益的役割を担っていることを踏まえ、経営基盤強化及び効果的かつ効率的な事業執行のため、事業の進捗管理の徹底や事務処理チェック体制を強化するとともに、職員研修等を実施し内部統制の取組を推進します。

また、適正な団体運営を行うため、業務運営や会計制度について知見を有する者の指導を仰ぎ、より一層の監査体制の強化・充実に努めます。

6 公益財団法人長野県テクノ財団

内部統制につきましては、令和2年6月4日に開催いたしました理事会において、「内部統制に関する基本方針」を決定し、この方針に基づき、今後、具体的な取組を推進することを確認したところです。

また、公益法人化に当たり、監事3名のうち1名は、公認会計士資格を有する者を選任してきておりますが、引き続き、監査機能の充実に努めてまいります。

7 一般社団法人長野県原種センター

今後、内部統制に係る既存の規程や要領、業務マニュアル等の見直し・整備を随時行い、その他の法令等も併せて職員への周知及び遵守の徹底を推進します。

また、現在、会計業務や収支決算は、公認会計士の指導及び確認のもとで実施しており、一定の外部牽制機能を確保しています。

今後同様の体制を基本に、運営にあたってまいります。

8 公益財団法人長野県農業開発公社

今後、内部統制に係る既存の公社規程や業務取扱いについて見直しを適宜行い、その他の法令等も併せて職員への周知及び遵守の徹底を図ります。

また、弁護士に監事をお願いし、業務上の法令順守の指導を受けるとともに、会計処理では、公認会計士の指導及び確認を受け、より一層の監査体制の強化と充実に努めます。

9 長野県道路公社

長野県道路公社では、事務処理規則、会計規則等に基づき事務処理を行っています。

財務関係については、収入事務においては、管理事務所において通行台数との突合を行った上で、本社において専任の収入担当を置き厳格な管理を行っています。

また、支出事務においては、出納員印及び総務部長の管理する印鑑の双方がなければ処理が行えない運用としています。

管理事務所に対しては、毎年2回の担当者会議を開催し、適正な事務処理の徹底を推進しています。

今後も、県が定める「内部統制に関する方針」を参考に事務処理の一層の適正化、コンプライアンスの遵守等に取り組んでまいります。

会社の監査体制については、有料道路の一般道路化後は当社が管理する道路資産は、最終的に設置団体である県に帰属すること、県に返還することとしている出資金の取扱いの協議が必要となること等から、当社の監事には県の会計管理者、財政課長が就任しているほか、決算事務にあたっては、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表について、委嘱契約を締結している公認会計士の審査を受ける等、体制の充実を図っております。

引き続き現在の監査体制を維持しつつ、会計処理に瑕疵が生じないように、決算期に限らず随時公認会計士に助言を受けてまいります。

10 公益財団法人長野県中小企業振興センター

当センターは、法令に基づく中核的支援機関に認定されており、自立的な経営基盤の下で最適な産業支援サービスの提供に努めていますが、必要となる内部統制の充実に向け、以下の取組を推進しています。

センター全役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、センター全役職員共通の行動基準となる「事業運営理念」を策定しました。本理念はセンターの「あるべき姿」「使命」「行動規範」の3つを運営理念として定め、役職員全員で共有し、より効果的な事業運営を目指すものであり、令和2年3月24日の予算理事会にて報告、了承を得て、本取組を推進しています。

続いて、機械類の購入、借入等について、適正を期するため、令和元年10月1日付で専務理事を委員長とし、常務理事、理事、事務局長、総務部長を委員とするセンター機械類機種選定委員会を設置し、審議体制の強化、充実に努めています。

また、監査体制の強化、充実については、平成24年4月の公益法人移行時から、会計監査人及び監事に外部の公認会計士を選任し、監査体制の強化、充実に努めています。

11 長野県職業能力開発協会

長野県職業能力開発協会では、事務処理規程、財務規程等に基づき事務処理を行っています。

財務事務関係では、財源の6割強を占める技能検定手数料の収納は、全て銀行振込となっており、通帳と受検申請書などの一連書類とのチェックは複数人体制により実施しています。

また、技能検定手数料や財源の約3割弱を占める技能検定等に係る県・国からの補助金などの出納(支出)に当たっては、通帳等の金融帳票類は全て金庫で保管し、印鑑は出納担当課長が保管し厳格な管理を行うなど、内部けん制が機能する形で行っています。

内部統制の体制としては、当協会では、毎月1回、各課等の指揮・監督者(専務理事、課長、プロパー職員等)を構成員とする企画運営会議を開催し、各事業の進捗状況や課題等の共有を図りながら適正な事務処理の徹底を推進しています。

今後は、本会議でのリスク管理機能を更に充実させながら運営をしてまいります。

また、県が定める「内部統制に関する方針」等を参考に、事務処理の一層の適正化、コンプライアンスの遵守等に取り組んでまいります。

監査体制については、当協会の2名の監事は、会員である認定校関係及び団体を代表して各1名ずつ選任されており、決算期には出納帳と通帳残高の確認、証拠書の確認など、慎重かつ適正な監査を実施しています。

また、当協会の主たる事業の技能検定が、国・県の補助金対象事業となっていることから、県による概ね2か月毎の関係書類の検査が実施されています。

加えて、年間を通じて税理士と顧問契約を結び、特に消費税など間違えやすい課税関係については厳格な審査、助言をしていただくなど、監査体制の充実を図っております。

引き続き現在の監査体制を維持しつつ、職員の実務能力の向上も図りながら会計処理に瑕疵が生じないように、適正な財務事務を行ってまいります。

12 長野県農業信用基金協会

県出資等外郭団体として公益的役割を担っていることを踏まえ、制定している内部統制に関する規定やマニュアルの厳格な運用、コンプライアンス研修会等の実施や外部教育研修の積極的な参加により、内部統制の取組を推進します。

また、年2回実施している定例監査については、引き続き外部機関監査員として県農政部の支援を仰ぎ、同じく年2回実施している公認会計士の監査は、指導・指摘内容に対する適正な措置を行うなか、より一層の監査体制の強化・充実に努めます。

13 一般財団法人長野県林業労働財団

当財団内の内部統制を図るため、事務処理規則をはじめ、業務取扱規定などの業務執行に係る各種規定類を整備しているところ。

また、業務の内容変更等に伴う改訂も進め、重要なものは理事会の議決も得ながら更新を図っている。

また、毎月の「財団職員会議」を開催し、各担当業務の情報共有を図るとともに懸案事項の協議を職員全員で行い、併せて職員研修会も年に数回実施している。

県との連絡調整については、所課長会議、担当者会議の場でも参加させていただき、情報を共有するとともに、担当部署との打ち合わせ、相談を行い、連携を図り、共催イベントや共同参加による就業相談を実施しているところ。

監事については、外部から税理士を1名選任し、監査会を実施している。

理事会でも監事からの意見を伺い、運営に反映するよう努めている。

監査委員事務局